

国際希少野生動植物種（個体及び個体の加工品）登録申請書

登録申請書類の提出日 → 平成○年○月○日

自然環境研究センター理事長 殿

申請者（※1）

氏名（記名押印又は署名）

自然 研太郎

自然

〒130-8606

住所 東京都墨田区江東橋 3-3-7

電話番号 03-6659-6018

記入例

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種名	スローロリス属（スローロリス）← 種の名称を記載
	区分 (該当する文字を丸で囲むこと。その他に該当する場合は、余白に具体的内容を記入すること。)	生体・卵・その他（ ） はく製・その他（ ）
種の特徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	主な特徴	体長(※2) 29.0 cm ← 「計測方法」を参照の上計測 <del>全長(※2)</del> 体重 1,050.0g 性別 雄 ← 性別が不明の場合は性別不明と記入 その他の特徴(※3)
	所在地	申請者住所と同じ ← 登録申請時における個体の所在地
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令(※4)第4条第1号関係） 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第4条第2号関係） 3 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること (1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号イ関係） (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号ロ関係） (3) ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号ハ関係）	
動植物の管理者(所有者と異なる場合)	氏名	
	住所	電話

- ※1 申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- ※2 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- ※3 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- ※4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

## 規制適用前に取得された個体の登録申請の手続きについて

### 1. 提出の手順

- ① 先ず、下記2(1)～(3)を提出(郵送)してください。②当センターにおいて、到着した書類等の確認作業を行います。
- ③ 確認作業後、当センターから、登録手数料の納付について、案内の書面を送付します。

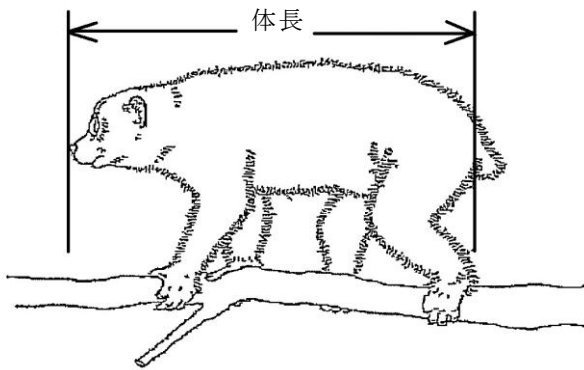
### 2. 提出する書類・写真

#### (1) 国際希少野生動植物種登録申請書

各項目について、インク(例:黒のボールペン)で明瞭に記載してください。

- ① 「種名」:「スローロリス属」と記載してください(種名がわかる場合は記載)。
- ② 「区分」:生きた個体の場合、「生体」を○で選択してください。
- ③ 「主な特徴」:体長、体重、性別、その他特徴を記載してください。なお、複数の個体を登録申請する場合、「主な特徴」欄は「別紙に記載」とし、個体ごとに識別番号をふり(添付写真に対応させる)、それぞれの識別番号、体長、体重、性別、その他特徴を「別紙」に記載してください。
- ④ 「所在地」:登録申請時の個体の所在地を記載してください。
- ⑤ 「登録の対象となる要件」:当該要件を示す「2」を○で囲んでください。

#### 【計測方法】



注)「体長」は、体が伸びた状態で鼻先から尾の付け根までを計測すること(尾は含まない)。

#### (2) 写真

登録申請する個体について、1ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。なお、写真はA4判の台紙に貼付もしくは写真帖に綴じてください。

- ① 体を正面(顔を正面から接写)、側面及び背面(いずれも全身)から撮影した識別が可能な鮮明なもの。
- ② 複数の個体を登録申請する場合、①とともに、それらを集合させた状態(個体数の確認が可能なもの)を撮影した鮮明なもの(「別紙」に対応した番号を付記)。

#### (3) 取得又は輸入の経緯を明らかにした書類

登録申請する個体の取得又は輸入に係る経緯を記載した書類を作成してください。なお、当該個体を誰から取得したか(購入先)については、その氏名(名称)、住所(所在地)及び連絡先(電話番号等)を必ず明記してください。

また、登録申請する個体を規制適用前に取得した(繁殖によるものも含む)又は輸入した裏付けとなる書類を添付してください。

記述内容や添付書類に不足がある場合、登録は受けられません。

### 3. 登録手数料

- ① 金額:政令で定められた金額を納付
- ② 納付方法:振込み

注)申請内容によって、書面や写真の追加が生じる場合があります。

書類送付先・問い合わせ先

〒130-8606  
(一財)自然環境研究センター  
国際希少種管理事業部  
TEL03-6659-6018(平日 10:00~17:00)